

■議案第48号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「社会福祉法人 明成会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町デイサービスセンター さくら貝

施設の所在地 四万十町興津2520番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 社会福祉法人 明成会

団体の所在地 四万十町仁井田字倉木462番地

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町デイサービスセンターさくら貝は、在宅の要援護高齢者等に対し、通所の方法で各種サービスを提供することにより、当該高齢者等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的に設置した施設であり、平成24年4月1日より平成27年3月31日まで、「社会福祉法人 明成会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

当該指定期間中は、施設の設置目的を理解し、諸法令を遵守しながら安定的な管理運営が実施されており、また、社会福祉法人として、利用者及びその家族との間で良好な信頼関係を構築していると判断できるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。